東京家政学院大学 准教授 小野 由美子

◎消費生活をめぐる変化

実施することが求められています。 れば成立します。このような消費者教育を確実に 生じる約束ですが、 に短くなります。契約とは法律上の権利と義務が 者契約による取消しといった猶予措置期間はさら に引き下げられることになりましたので、 が変化します。2022年からは成人年齢が18歳 の責任が求められるなど、消費生活をめぐる環境 と障害基礎年金を受け取ったり、契約主体として タートする人も少なくありません。20歳を迎える 校の高等部を卒業するタイミングで給与生活をス 月から民間企業では2・2%となり、特別支援学 障害者の法定雇用率は2018 口約束でもお互いの合意があ (平成30) 年 4

として、

右図のような例を紹介していま

のです。

機関に「つなぐ」ことが問題解決のために重要 談する割合は4割未満と少なく、周りの人が相談

◎当事者のサインに気づき、声をかける

ら、消費生活センターに電話をしてみましょう」

自分や周囲の体験談を話すことも有効でしょう。

※消費生活センターの活用

といったものがあります。

上から目線ではなく

せんか」、「私の家にも同様の電話があったのです

「どうされましたか」、「お困りのことはあり

こうしたサインを感じたときの声がけとして

よ」、「一緒に考えてみましょう」、「私が横にいるか

通して学ぶことができます ページや政府インターネットテレビで閲覧できま 委員としてかかわり、 像教材「高めよう!『見守り力』」は、 <u>*</u> 消費者庁が2013年に作成した支援者向け映 周囲が気づいて声をかけ、 関係機関につなぐ方法を事例や解説を 現在でも消費者庁のホー 事実を確認し 私も検討

高齢者や障害者を見守る際の気づきのポイント

況を聞いて、解決のための助言と支援をしていま

設置されており、

の役割」という映像もあります。

すべての都道府

ほとんどの市区町村に消費生活相談窓口が

消費生活相談員がトラブルの状

ご紹介した教材には約3分間の「消費者センター

当事者を見守る際の気づきのポイント

- しつこい訪問販売に怯えている **・電話をうまく切れずに困っている**
- hない車や見知らぬ人が出入りしている
- ない段ボールや目新しい商品がある

- 頻繁にコンビニエンスストアで お金を支払っている
- お金に困っている
- ・頻繁に出かけるようになった
- 催促状や契約書、カレンダーの不審な印が 目についた
- 携帯電話の着信に落ち着かない様子

の対応がむずかしい場合には、周囲の人もサポ

トする体制を整えるとよいでしょう。

前号でお伝えした通り、障害のある人が自ら相

系列にまとめておいたメモを準備し、 約書やパンフレットなどの書類や、 費生活相談窓口が案内されます。相談の際には契 内に従って郵便番号などを入力すると、近くの消

あらかじめ時 本人だけで

・なにか困っているが、いい出せない様子

など

◎家族や職場、 地域にできること

当事者の めには、 地域づくりが期待されているのです。 守り力」 を養うことにどうしても目を向けやすいのです きる人に相談する環境を整えることが大切です。 金をこう使いたい」 に加えて、トラブルが起こっても隠さず、 消費者トラブルを防ぐといった 消費者トラブルを未然に防ぎ早期に解決するた 「私はこういう生活をしてみたい。 周囲のサポートを活用しながら生活できる ŧį 安全な消費生活を送るための消費者教育 「消費者力」 ともに高めていくことが重要です。 という思いを家族や支援者に に加えて、 見守る人の 「自己防衛力」 だからお 信頼で

消費者ホットラインの「188」に電話し、

案

見守り力

小野由美子(おの ゆみこ) 東京家政学院大学 准教授

独立行政法人国民生活センター調査研究員、消費者庁消費者安全課政策調査員、東京家 政学院大学や横浜国立大学などでの非常勤講師を経て現職。専門分野は消費者教育。日 常的な見守りが必要な「要支援消費者」の消費者教育について研究。特別支援学校にお ける調査や、教材の開発に取り組む。「多重債務者問題からみた社会福祉のあり方研究会」 (通称:おたふくけん) 代表。日本消費者教育学会理事。神奈川県消費生活審議会委員。